


独立監査人の監査報告書

令和元年6月5日

特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
理事会 御中

高野寛之公認会計士事務所

公認会計士 高野寛之 

私は、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワークの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間の財務諸表、すなわち、活動計算書、貸借対照表及び財務諸表の注記並びに財産目録について監査を行った。

財務諸表及び財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）に準拠して財務諸表及び財産目録を作成することにある。また、財務諸表及び財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表及び財産目録を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表及び財産目録に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表及び財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表及び財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表及び財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表及び財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表及び財産目録の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表及び財産目録が、すべての重要な点において、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上